

改正 平成17年10月1日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第16条の規定に基づき、条例の公布等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布するときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合事務所前の掲示場に掲示して行う。

3 前項により掲示したときは、その謄本を作り、組合関係市役所の掲示場に掲示する。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表するときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、筑西広域市町村圏事務組合議会会議規則(昭和56年組合議会規則第1号)、筑西広域市町村圏事務組合議会の傍聴人の取締りに関する規則(昭和56年組合議会規則第2号)及びその他の機関の定める規則に準用する。この場合において、同条中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、管理者以外の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

第6条 管理者又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程において特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年8月21日から適用する。

附 則(平成17年10月1日条例第5号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。